

令和8年度 第3回

鴻巣市総合振興計画審議会



会議次第

第3回審議会 3議題 (1)基本構想(案)②について

①「第2章 将来人口」について

②「第3章 土地利用構想」について

③「第4章 政策展開の方向」について

3 (1) 基本構想 (案) ② について

議 題

●第3回審議会における審議事項

将来都市像の実現に向け、まちの将来を支える人(**将来人口**)、まちの設計図(**土地利用構想**)、まちづくりを進める政策(**政策展開の方向**)について審議する。

赤枠: 第2回での説明・審議範囲

青枠: 第3回での説明・審議範囲

●「基本構想」⇒資料3参照

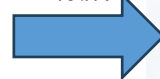
第1章 将来都市像

第2章 将来人口

第3章 土地利用構想

第4章 政策展開の方向

前回の審議会
で議論



【将来都市像】

「人にも生きものにもやさしい
選ばれるまち こうのす」

【3つの基本理念】

社 会: 安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくり

経 済: 地域の魅力と産業で価値を創出するまちづくり

環 境: 自然を守り活かし次世代へつなぐまちづくり



今回の説明事項

- 令和32年(2050年)までを見据えた将来人口展望
- 持続可能な都市構造の形成を目指す土地利用構想
- 将来都市像を実現するための政策体系と基本方針

将来人口推計の考え方

- ・国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)の人口推計では全国的な人口減少が見込まれている。
- ・本市も人口減少局面にあり、今後のまちづくりの前提条件となる将来人口を定める必要がある。

➡ 社人研推計を参考としながら、本市の実情を反映した独自の将来人口推計を実施する。

独自推計のメリット:最新の人口動向や転出入の状況など、本市の実情を反映した推計ができる。

●人口減少社会に対する認識の変化

地方創生1.0 / 6次総振

テーマ:人口減少の抑制
・人口維持を志向した人口展望



地方創生2.0 / 7次総振

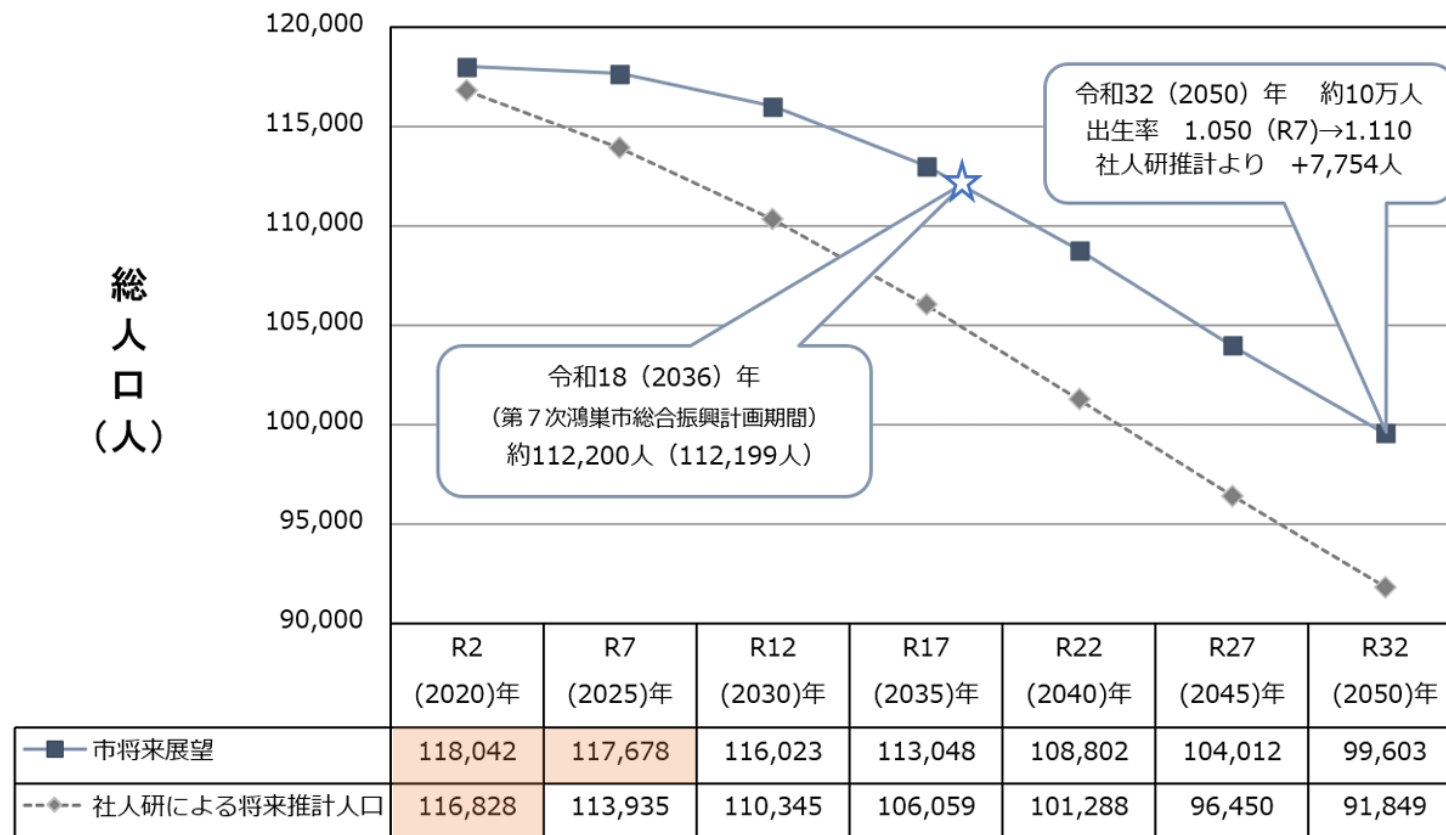
テーマ:人口減少社会への適応
・実態に基づく将来人口推計

推計にあたっての諸条件

- 最新の人口動向を反映するため、住民基本台帳人口を基に推計
→国勢調査では、直近のデータが令和2年時点となるため、住民基本台帳に変更
- 合計特殊出生率は直近平均値(1.050)を基礎に社人研推計における変化幅を考慮
- 純移動率(転出入)は令和2年から令和7年までの転出入数等のデータを踏まえ算出

3 (1) ①「第2章 将来人口」について

将来人口展望



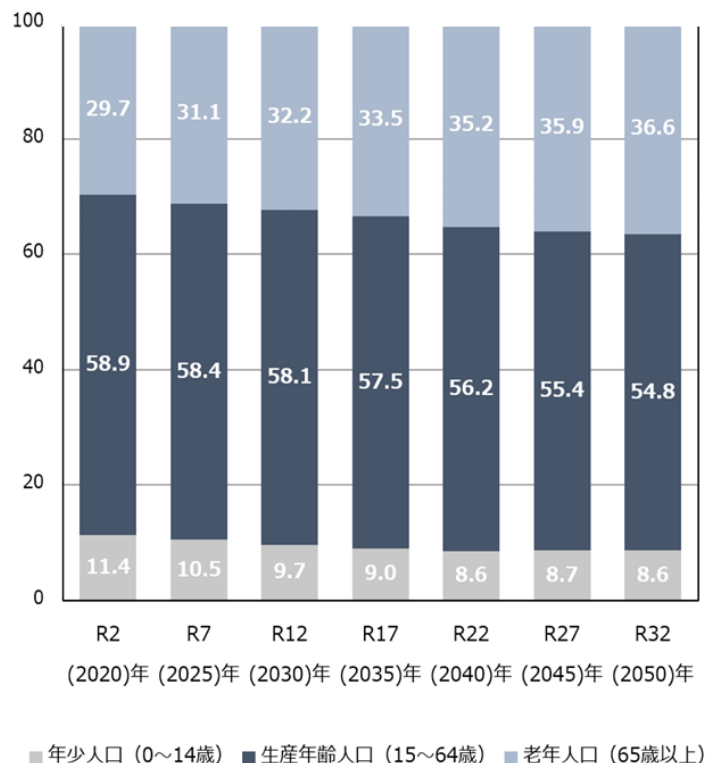
※市将来展望は住民基本台帳、社人研による将来推計人口は国勢調査に基づく

※ 着色部分の人口、構成比については、実績値

- 人口減少は続くものの、社人研推計を上回る人口水準を将来展望として設定する。
- 計画期間(令和18(2036)年)における将来人口の目標は112,200人に設定する。
- 長期目標として、令和32(2050)年において10万人前後の人口維持を目指す。

3 (1) ①「第2章 将来人口」について

年齢3区分別の将来人口展望



単位 人、%

区分	R2 (2020)年	R7 (2025)年	R12 (2030)年	R17 (2035)年	R22 (2040)年	R27 (2045)年	R32 (2050)年
社研推計	116,828	113,935	110,345	106,059	101,288	96,450	91,849
市将来展望	118,042	117,678	116,023	113,048	108,802	104,012	99,603
年少人口 (0~14歳)	13,412	12,373	11,240	10,204	9,353	9,025	8,511
構成比	11.4	10.5	9.7	9.0	8.6	8.7	8.6
生産年齢人口 (15~64歳)	69,571	68,666	67,399	65,036	61,165	57,586	54,604
構成比	58.9	58.4	58.1	57.5	56.2	55.4	54.8
老年人口 (65歳以上)	35,059	36,639	37,384	37,808	38,284	37,401	36,488
構成比	29.7	31.1	32.2	33.5	35.2	35.9	36.6

※ 着色部分の人口、構成比については、実績値

- 令和7(2025)年から令和32(2050)年にかけて、**生産年齢人口の減少が進む一方、老年人口の割合は31.1%から36.6%へ上昇する。**
- 人口減少の抑制を図るとともに、人口構造の変化を踏まえた「**人口減少社会への適応**」が求められる。

土地利用構想とは

- ・市民生活や産業活動の基盤となる「土地」について、将来の利用の方向性を示す。
- ・人口動向や産業、インフラ、自然環境などを踏まえ、将来の都市構造の方向性を示す。

➡ 持続可能なまちの形成に向けた「**まちの設計図(グランドデザイン)**」として位置づける。

総合振興計画で土地利用の方向性を示し、都市計画マスタープラン等により具体化を図る。

●土地利用構想に求められる役割の変化

6次総振

- ・合併後の均衡ある発展
- ・1市2町の構想を継承



7次総振

- ・人口減少社会への適応
- ・持続可能な都市構造への転換

7次総振におけるコンセプト

- 人口減少社会を見据え、持続可能な都市構造を目指す土地利用構想への再整理
- 市街地拡大型の土地利用から転換し、拠点への機能集約や農地・自然環境の保全を重視
- 上尾道路や道の駅、調節池などの整備効果を活かした**インフラ連動型**の土地利用へ転換

土地利用構想図

- 土地利用の方向性をゾーン別に整理し、都市全体の将来像を示す。
- 9つのゾーニング(面的要素)を設定



3 (1) ①「第3章 土地利用構想」について

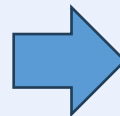
ゾーンの継承と再整理

- ・基本的な考え方を継承しながら、持続可能な都市構造の形成に向け、ゾーンを再整理
- ・人口減少社会への対応や防災・環境分野など、新たな視点を反映

●土地利用構想図におけるゾーン構成について、6次総振からの変更点を比較

6次総振

	ゾーン名称
1	住宅地ゾーン
2	商業・業務地ゾーン
3	工業・流通地ゾーン
4	公共施設地ゾーン
5	沿道サービス地ゾーン
6	沿道サービス地ゾーン (検討ゾーン)
7	交流・産業ゾーン
8	農業・集落地ゾーン
9	公園・緑地ゾーン



7次総振

	凡例	ゾーン名称
1		住宅・生活環境保全ゾーン
2		にぎわい拠点ゾーン
3		工業・流通地ゾーン
		【廃止】
4		沿道利用ゾーン
5		沿道利用調整ゾーン
6		交流・地域産業創出ゾーン
7		農業・田園保全・活用ゾーン
8		公園・緑地ゾーン
9		防災・環境基盤検討ゾーン【新規】

●廃止、新規ゾーンの整理

- ・公共施設地ゾーン(6次)【廃止】…機能・役割に応じた柔軟な配置・再編を図るため廃止
- ・防災・環境基盤検討ゾーン(7次)【新規】…治水対策や雨水調整機能を担う基盤として新たに設定

主な土地利用ゾーンとその方向性

・持続可能な都市構造の形成に向け、主な土地利用ゾーンの役割と方向性を整理する。

住宅・生活環境 保全ゾーン	・既存住宅地を中心に、良好な住環境の維持・保全を図る。 ・市街地拡大を抑制し、居住誘導区域を中心とした都市基盤の維持・更新を進める。
にぎわい 拠点ゾーン	・市内3駅周辺を中心に、商業・行政・医療など都市機能の集積を図る。 ・都市機能の集約により、生活利便性の向上とにぎわいの創出を図る。
沿道利用ゾーン 沿道利用調整ゾーン	・幹線道路沿線の利便性を活かし、商業・業務機能などの立地を促進する。 ・上尾道路の整備進捗を見据え、新たな都市形成や土地利用転換の可能性を検討する。
交流・地域産業 創出ゾーン	・道の駅の整備や交通結節点としての立地を活かし、交流・にぎわいの創出を図る。 ・地域資源や地域産業と連携し、新たな価値や活力を生み出す拠点形成を目指す。
農業・田園 保全・活用 公園・緑地 ゾーン	・農地や田園環境を保全するとともに、農業の振興や地域資源としての活用を進める。 ・公園や緑地の保全・活用を通じて、憩いの場の創出と良好な自然環境の形成を図る。

- 人口減少社会を見据え、機能集約と地域資源の活用による持続可能な都市構造の形成を図る。
- 個別の施設整備や開発にとどまらず、道路や交流拠点などを活かした「**インフラ連動型**」の土地利用により、都市機能の連携と都市全体の発展につなげていく。

政策展開の考え方

- ・人口減少社会や多様化・複雑化する行政需要に対応するため、新たな時代に即した政策展開が求められる。
- ・将来都市像の実現に向け、限られた資源の中で効果的・効率的に施策を推進していく必要がある。

➡ 基本理念に掲げた「社会」「経済」「環境」を具体的な施策や取組につなげる政策体系

人口減少社会に対応し、規模の適正化と質の向上を両立する政策体系へ再編

●政策展開に求められる役割の変化

6次総振

- ・分野別の政策体系
- ・個別施策の推進



7次総振

- ・政策間連携の強化
- ・横断的な視点の導入

7次総振におけるコンセプト

- 規模の適正化と質の向上を両立する政策展開により、スマートシュリンク(縮充)を推進
- 「こどもまんなか」と「持続可能性」を全施策の共通視点として位置付け(分野横断の連携軸)
- 「整備・拡充」から「更新・継承」へ、行政中心から「共創による自治体経営」へ転換

政策展開の全体像

- 各行政分野を体系的に5つの政策に整理
- 「こどもまんなか」及び「持続可能性」を全政策に共通する横断的な視点として位置付ける。

「将来都市像」、「将来人口」、「土地利用構想」の実現



政策体系の再編

- ・6次総振を継承しながら、人口減少社会への対応や持続可能なまちづくりの視点を踏まえて再編する。
- ・関連性の高い政策分野を整理・統合し、政策間の連携を強化する。

●政策体系について、6次総振と7次総振の構成を比較

6次総振

6政策・28施策

政策分野		政策名	施策数
政策1	子育て・教育・文化	未来をひらく人材を育て、確かな学びと文化が根付くまちづくり	5
政策2	保健・福祉・医療	いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり	5
政策3	安全・安心	安全・安心に暮らせるまちづくり	6
政策4	都市基盤	都市機能と豊かな自然が調和した住みよい快適なまちづくり	5
政策5	産業	にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくり	3
政策6	市民協働・行政運営	市民協働による一人一人が主役のまちづくり	4



7次総振

5政策・21施策

政策分野		政策名	施策数
政策1	子育て・教育・文化	こども・若者、学びと文化が未来をつくるまち	3
政策2	保健・福祉・医療	支え合い、健やかに暮らせるまち	4
政策3	安全・安心・都市基盤	安全・安心な都市基盤を次世代につなぐまち	6
政策4	産業・にぎわい	産業とにぎわいが地域の未来を支えるまち	3
政策5	市民協働・行政運営	共創で持続可能な未来をつくるまち	5

●政策統合の整理

- ・防災・防犯などの安全・安心に加え、更新期を迎える都市基盤の維持・最適化を一体的に推進するため、「安全・安心」と「都市基盤」を統合

5つの政策と方向性

・将来都市像の実現に向け、各政策の背景・課題を踏まえた基本方針を整理する。

政策 1	子育て・教育・ 文化	・こども・若者の成長を支え、一人ひとりの状況に応じた支援と多様な学びを推進する。 ・誰もが学びやスポーツ、文化に親しみ、地域とのつながりを育める環境づくりを進める。
政策 2	保健・福祉・ 医療	・市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援し、健康寿命のさらなる延伸を図る。 ・関係機関や地域等と連携し、支え合いながら暮らせる環境づくりを進める。
政策 3	安全・安心・ 都市基盤	・安全・安心を支える取組と都市基盤の維持・更新により、安全で快適な生活環境を確保する。 ・環境に配慮し、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりを進める。
政策 4	産業・ にぎわい	・産業の振興により地域経済の活力を高め、稼ぐ力の向上と持続的な発展を図る。 ・創業や承継など事業者への支援を進めるとともに、交流拠点を活かしたにぎわいを創出する。
政策 5	市民協働・ 行政運営	・市民や事業者等との協働・共創により、地域課題の解決と持続可能な地域づくりを進める。 ・デジタル技術の活用や公共施設マネジメントなどを推進し、持続可能な行財政運営を図る。

- 5つの政策を相互に連携させ、将来都市像の実現に向けた取組を推進する。
- 5つの政策の推進に、「こどもまんなか」と「持続可能性」の横断的な視点を取り入れ、将来にわたり持続可能で活力ある地域づくりを進める。

本日の総括

第2回、第3回審議会では、将来都市像、

「人にも生きものにもやさしい 選ばれるまち こうのす」

の実現に向け、将来人口、土地利用構想、政策展開の方向について整理した。

●「将来人口」

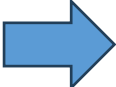
人口減少社会を前提に、将来のまちづくりの前提条件となる将来人口を設定する。

●「土地利用構想」

持続可能な都市構造の形成に向け、インフラ連動型の土地利用を推進する。

●「政策展開の方向」

5つの政策と「こどもまんなか」「持続可能性」の視点により、将来都市像の実現に向けた取組を推進する。



7次総振の基本構想(案)は、6次総振を継承しながら、**人口減少社会に対応した持続可能なまちづくり**の方向性を示すものである。将来人口を前提に、土地利用構想と政策展開の方向を連動させながら、将来都市像の実現を目指していく。

- ・次回は、これまでの審議内容及び委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、基本構想(案)に対する答申書案を作成する。
- ・5つの政策に基づく具体的な施策や取組については「基本計画」として整理し、第5回目以降、改めてご審議いただく。

次回の審議会の予定について

第4回 鴻巣市総合振興計画審議会

【予定】 令和8年10月13日(火) 午後2時から
鴻巣市役所 本庁舎4階 大会議室

主な議題:

第7次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)に対する答申書(案)について

- ・後日、正式な開催通知を送付します。
- ・会議資料を事前に送付しますので、会議までに一読をお願いします。